

## 令和3年8月11日からの大雨により被害を受けられた事業者に対する支援について

令和3年8月11日からの大雨により被害を受けられた皆様に心からお見舞い申し上げます。  
今回の災害による被害について、広島市及び広島県等では次のような事業者への支援を行います。  
お申し込み、ご相談については、下記の所管課等にお問い合わせください。

### <商工関係> 【支援策一覧】

区分	内容	所管課等
融資に関する事	広島市中小企業特別融資(災害復旧資金)	広島市産業立地推進課 (TEL:082-504-2241 FAX:082-504-2259)
	災害により直接被害を受けた中小企業者等の災害復旧に必要な資金  【限度額】中小企業者、組合8千万円 【申込方法】り災証明書(又は事業用資産被災証明書)を添付して、取扱金融機関へ申し込む。 【信用保証料】不要(市が負担)	【取扱金融機関】 商工組合中央金庫、広島銀行、山口銀行、中国銀行、山陰合同銀行、もみじ銀行、西京銀行、広島信用金庫、呉信用金庫、広島市信用組合、広島県信用組合
融資に関する事	※広島県緊急対応融資(倒産防止等資金)	広島県経営革新課(TEL:082-513-3321)
	災害により直接被害を受けた中小企業者等の災害復旧に必要な資金  【限度額】中小企業者4千万円、組合等8千万円 【申込方法】り災証明書を添付して、取扱金融機関へ申し込む。	【取扱金融機関】 商工組合中央金庫、広島銀行、もみじ銀行、中国銀行、山口銀行、伊予銀行、四国銀行、西日本シティ銀行、山陰合同銀行、西京銀行、鳥取銀行、百十四銀行、愛媛銀行、香川銀行、トマト銀行、りそな銀行、県内の各信用金庫・各信用組合
融資に関する事	※日本政策金融公庫(災害貸付・災害復旧貸付)	
	災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者の災害復旧に必要な資金	
	国民生活事業 災害貸付(主に小規模事業者向け)  【限度額】各融資制度の融資限度額に1災害あたり3千万円を上乗せ 【申込方法】日本政策金融公庫(国民生活事業)へ申し込む。 (原則として、り災証明書が必要)	日本政策金融公庫広島支店 国民生活事業(TEL:082-244-2231)
	中小企業事業 災害復旧貸付(中小企業向け)  【限度額】別枠1億5千万円 【申込方法】日本政策金融公庫(中小企業事業)へ申し込む。 (原則として、り災証明書が必要)	日本政策金融公庫広島支店 中小企業事業(TEL:082-247-9151)
融資に関する事	※商工組合中央金庫(特別相談窓口)	商工組合中央金庫
	災害により被害を受けた中小企業者等の災害復旧に必要な資金  【申込方法】商工組合中央金庫へ申し込む。	広島支店(TEL:082-248-1151) 広島西部支店(TEL:082-277-5421)

経営上のお悩み に関すること	経営相談(各種専門家による相談)	広島市中小企業支援センター (TEL:082-278-8032 FAX:082-278-8570)
	【経営に関すること】 毎週月・火曜日の9～13時、毎週木・金曜日の13～17時 【資金繰りに関すること】 毎週水曜日の13時～17時 【法律に関すること】 第2木曜日の13時～17時(予約制)	
	経営支援アドバイザー派遣	
	※国等が設置している特別相談窓口	日本政策金融公庫広島支店 中小企業事業(TEL:082-247-9151) 国民生活事業(TEL:082-244-2231) 商工組合中央金庫 広島支店(TEL:082-248-1151) 広島西部支店(TEL:082-277-5421) 広島県信用保証協会(TEL:082-228-5501) 広島県商工会議所(TEL:082-222-6610) 広島県商工会連合会(TEL:082-247-0221) 広島県中小企業団体中央会(TEL:082-228-0926) 広島県よろず支援拠点(TEL:082-240-7706) 中小企業基盤整備機構中国本部 企画調整部企画調整課(TEL:082-502-6300) 中国経済産業局 産業部中小企業課(TEL:082-224-5661)

※は広島県等が実施する支援

## <農業関係>

### 【支援策一覧】

区分	内容	所管課等
助成に関すること	農林水産業施設災害復旧事業費補助  【対象】農地の流亡・埋没、土砂の流入、あぜの崩壊などの復旧及びため池、水路、道路、堤防、揚水機、共同利用施設などの原形復旧・効用回復など	広島市東区地域整備課 (TEL:082-568-7749 FAX:082-568-7749) 広島市南区地域整備課 (TEL:082-250-8963 FAX:082-250-8967) 広島市西区地域整備課 (TEL:082-532-0952 FAX:082-532-0958) 広島市安佐南区農林課 (TEL:082-831-4951 FAX:082-877-2299) 広島市安佐北区農林課 (TEL:082-819-3934 FAX:082-819-3885) 広島市安芸区農林課 (TEL:082-821-4947 FAX:082-822-8069) 広島市佐伯区農林課 (TEL:082-943-9751 FAX:082-943-9765) 広島市経済観光局農林整備課 (TEL:082-504-2752 FAX:082-504-2259)
融資に関すること	※農業融資全般に関する相談	広島県農林水産局就農支援課 (TEL:082-513-3554)
	※日本政策金融公庫資金 (農林漁業セーフティネット資金(災害等資金)、農林漁業施設資金(災害復旧)など)	日本政策金融公庫 広島支店 (TEL:082-249-9152)
	【対象】被災農業者・林業者・漁業者	
	【主な用途】農林漁業の再建に必要な資金など 【必要書類】り災証明書など	
※JA営農支援資金(営農たすかるくん)	融資機関(JA)の各支店	
	【対象】農協組合員	JA広島市 金融事業部中央ローンセンター (TEL:0120-850-114)
	【主な用途】農業施設等の取得、運転資金の融資など	JA安芸 金融共済部融資審査健全課 (TEL:082-822-6212)

補償に関すること	※農業共済	広島県農業共済組合広島支所 (TEL:082-261-1112) 広島県農業共済組合廿日市出張所 (TEL:0829-32-5121) ※佐伯区にお住まいの方は、廿日市出張所 にお問い合わせください。
	農業共済に加入している水稻などの農作物・家畜や、ビニールハウス 施設などの施設に対する補償。なお、収穫前、修復前の損害評価及 び家畜の場合は事故確認が必要となります。	
農地の復旧に関 すること	宅地内に流入し堆積した土砂等の処理	河川防災課(民有地土砂等撤去班) (TEL:082-504-2883)
	農地について、隣接する宅地等と一括して土砂・瓦礫等を撤去するこ とが早期復旧の面から適切と判断した場合は、本市が撤去する。	

※は広島県等が実施する支援

## <林業関係>

### 【支援策一覧】

区分	内容	所管課等
助成に関すること	※造林事業	広島県林業課(TEL:082-513-3701) 広島県西部農林水産事務所林務第三課 (TEL:082-513-5471)、各森林組合
	【対象】被害地への造林	
融資に関すること	※日本政策金融公庫資金 (農林漁業セーフティネット資金(災害等資金)・農林漁業施設 資金(災害復旧)など)	日本政策金融公庫 広島支店 (TEL:082-249-9152)
	【対象】被災農業者・林業者・漁業者	
	【主な用途】農林漁業の再建に必要な資金など	
	【必要書類】り災証明書など	
補償に関すること	※森林保険	広島県森林組合連合会 (TEL:082-228-5111) 各森林組合
	【対象】森林保険に加入している人工林の被害(風水害)	

※は広島県等が実施する支援

## <漁業関係>

### 【支援策一覧】

区分	内容	所管課等
融資に関すること	※日本政策金融公庫資金 (農林漁業セーフティネット資金(災害等資金)、農林漁業施 設資金(災害復旧)など)	日本政策金融公庫 広島支店 (TEL:082-249-9152)
	【対象】被災農業者・林業者・漁業者	
	【主な用途】農林漁業の再建に必要な資金など	
	【必要書類】り災証明書など	
補償に関すること	※漁業共済	広島県漁業共済組合(TEL:082-544-3388)
	漁業共済加入者の養殖施設や水産動植物被害に対する補償	
	※漁船保険	日本漁船保険組合広島県支所 (TEL:082-249-1850)
	漁船保険加入者の漁船被害に対する補償	

※は広島県等が実施する支援